

国民健康保険 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証・標準負担額認定証は、市町村窓口申請することで、交付を受けられるものです。

この限度額適用認定証・標準負担額認定証を、被保険者証または資格確認書と一緒に医療機関や調剤薬局等に提示することで、1か月の医療費の窓口負担(保険診療外の費用や入院時の食事代などを除く)が、医療機関・調剤薬局等ごとに自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯は、入院時の食事代も減額されます。

詳細は次のとおりです。

- ◆自己負担限度額は1か月ごとに計算します。
- ◆医科と歯科、外来と入院は別々に請求されます。(同じ医療機関の場合も含む。)
- ◆国民健康保険税に未納がある世帯には、「限度額適用認定証」を交付できない場合があります。その場合は、住民税非課税世帯には入院時の食事代のみが減額される「標準負担額減額認定証」が交付されます。

■自己負担限度額(月額)と入院時の食事代(1食あたり)

負担割合(※1)	適用区分	自己負担限度額		入院時の食事代(1食)	限度額適用認定証
		外来(個人)	外来+入院(世帯)		
3割	現役並みⅢ 課税所得(※2) 690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% <4回目以降(※4) 140,100円>		490円	交付なし
	現役並みⅡ 課税所得(※2) 380万円以上	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% <4回目以降(※4) 93,000円>		490円	交付あり
	現役並みⅠ 課税所得(※2) 145万円以上	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% <4回目以降(※4) 44,400円>		490円	申請が必要
2割	一般 課税所得(※2) 145万円未満	18,000円 <年間上限(※3) 144,000円>	57,600円 <4回目以降(※4) 44,400円>	490円	交付なし
	低所得者Ⅱ 世帯主及び国保加入者の世帯員全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)	8,000円	24,600円	230円 ----- 180円☆	交付あり
	低所得者Ⅰ 世帯主及び国保加入者の世帯員全員が住民税非課税であり、その世帯員の各所得が必要経費・各種控除を差し引いたときに0円以下となる方(年金収入は80万円以下の方)	8,000円	15,000円	110円	申請が必要

※1 負担割合:被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書兼高齢受給者証に記載の負担割合のこと。

※2 課税所得:同じ世帯の70歳から74歳までの国保加入者の住民税課税所得のこと。

※3 年間上限:8月から翌年7月までのうち、負担割合が2割であった月の外来の自己負担額の合計に対する適用。

※4 4回目以降:過去12か月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費に該当した場合。

☆ 過去12か月以内の入院日数が91日以上で「長期認定」を受けた場合。

(裏面もご覧ください)

■「長期認定」☆（91日以上入院）の申請

適用区分「低所得者Ⅱ」に該当している期間で、申請月以前の過去1年以内の入院日数が通算91日以上になったときは、市町村窓口にて再度申請することで、長期入院の限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付を受けられます。

長期入院の認定証は、申請月の翌月からの食事代が180円（1食）になります。

[申請に必要なもの]

- ▶ 減額対象者の国民健康保険証または資格確認書
- ▶ 減額対象者の限度額適用認定・標準負担額減額認定証
- ▶ 入院期間が確認できる書類(請求書や領収書など)
- ▶ 申請者の本人確認書類(顔写真付き身分証明書など)
- ▶ 世帯主、減額対象者のマイナンバーカード

■「限度額適用認定証」の有効期限

発効期日（有効期限の始まり）：申請月の初日

有効期限：7月31日

ただし、次の人の有効期限は異なります。

※7月1日までに70歳になる人

※7月31日までに75歳になる人

■ 支払った医療費が高額になったとき（高額療養費）

次のような場合で、医療費の窓口負担(保険診療外の費用や入院時の食事代などを除く)が、自己負担限度額を超えた場合は、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。

高額療養費の支給申請には、医療機関・調剤薬局等からの領収書(保険点数等の内訳がわかるもの)が必要になる場合がありますので保管いただきますようお願いいたします。

[高額療養費に該当する参考事例]

- ▶ 限度額適用認定証の交付を受けずに受診した
- ▶ 限度額適用認定証を医療機関等の窓口にて提示せずに受診した

※高額療養費に該当する場合は、市役所から世帯主宛てに申請手続きについての通知をお送りします。

マイナ保険証を利用すると、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※以下の場合は、引き続き交付申請が必要です。

- ・「マイナ保険証」を利用できない医療機関などを受診する場合
- ・適用区分「低所得者Ⅱ」に該当している方で、長期入院該当の申請を希望する場合
- ・国民健康保険税に滞納があり、医療機関などで認定区分を確認できない場合

《お問い合わせ先》東根市役所市民課国保医療係
〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号
電話 0237(42)1111(代表) 内線2137